

戦時下の都制誕生

「大阪都」住民投票が気に入り投書したが、たぶん掲載されないであろう。その代わりでもないが、20日のレポートに続いて東京都制誕生について『都民と都政の歩み—東京20年』（東京都、1965年）から振り返っておこう。

日本が太平洋戦争に突入してからはほぼ1年近く経った昭和17年11月24日、東条内閣はにわか「東京都制案要綱」を決定した。予定を早めて、18年7月1日に都制は施行された。東京に特別市制ないし都制をしようという問題は明治中期いらい論議をかさねた一大案件であった。問題の発する根拠は、東京の首都としての、また大都市としての特殊性にあったが、紛糾が生じたのは、政府の側からする行政効率化と治安確保の要請に対して、東京市の側からの民主的自治の要求が鋭い対立をしめしたためであった。



大阪、京都とともに東京市に対して明治22年に制定、施行された特例は、東京市会に代表される市民層の10年に及ぶ特例撤廃運動によって、ついに明治31年に突破された。その東京市に自治が実現された10月1日は、以後自治記念日として祝われることとなる。その後、市域拡張が進められ、都制実現に向けて歩んでいく。

太平洋戦争に突入して戦局が不利に傾いた東条内閣は、行政機構の一元的再編成をはかることになった。決戦行政の一環として、地方制度改革がそ上にのぼった。「市制」「町村制」の改正案は、地方議会の権限を大幅に制限して、内務大臣の監督権を強化するものであったとはいえ、いまだに自治の形態は残っていた。「東京都制案」においては、昭和8年、斎藤内閣の手で提出された「ファッショかぶれの案」という批判を受けて葬り去られた「都制案」をそのまま踏襲したばかりでなく、さらに参事会の権限、区の自治権を削減して、都長官の権限を強めるというものであった。衆議院で奮闘してきた議員は、激しい憤満を表明した。いきどおりは条文のみに向けられたわけではない。政府が、「都制案」に対する反対の新聞記事をことごとく禁じ、会合に干渉し、東京市会、区会の意見書、決議文提出の動きも抑圧した事実などに対して、激しくうず巻いた。

昭和18年7月1日、東京都の開庁式が行われた。東京市の終末を象徴する軍人市長岸本綾雄は、45年間の自治とともに庁舎を去って行った。大達茂雄新長官が都民に発表した就任の辞の中で、「東京都はまた皇都であり、戦争完遂の中心基地であるから、その防衛に万全を期すべきは最近戦局に鑑みても喫緊焦眉の急務である」と述べた。このように出発した都政は、もはや平時における民生中心の都市行政から、はるかにかけはなれたものとして展開されざるをえなかった。 (2015年4月23日)